障害のある人を虐待から守りましょう

障害者虐待防止法が施行されました。

障害者への虐待は障害者の尊厳を害するものであり、虐待を防止することは極めて重要です。平成24年10月1日から施行されたこの法律では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人に、通報を義務付けています。通報等の窓口は「障害者虐待防止センター」である安城市役所障害福祉課です。皆さんの暖かい見守りで、障害者を虐待から守りましょう。

3種類の障害者虐待

- ●養護者による障害者虐待 身辺の世話をしている家族、親族、同居人等による虐待
- ●障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等の職員による虐待
- ●使用者による障害者虐待 障害者を雇用している事業主等による虐待



障害者虐待の例

- ●身体的虐待 殴る、けるなどの暴力を与える行為
- ●性的虐待性的な行為やその強要
- ●心理的虐待 脅し、侮辱などの言葉や無視、嫌がら せなどで精神的に苦痛を与える行為
- ●ネグレクト身辺などの世話をしない行為
- ●経済的虐待無断で本人の財産や年金を使ったり、不当に金銭の使用を制限する行為

障害者からのサイン

- ●体に傷やあざがしばしばある
- ●おびえたり、攻撃的な態度や 自傷行為がある
- ●汚れたままの着衣など、衛生 状態が悪い
- ●生活に必要な金銭を渡されて いない



通報等の受付窓口 安城市役所 障害福祉課 Tel 71-2225 Fax 74-6789

※なお、虐待がない状況での障害者の虐待防止やその他障害者に関するご相談は、 安城市社会福祉協議会 ふれあいサービスセンターまで(M2 7 7 - 3 1 2 1)